

# 靖国神社合祀取消を実現し 平和憲法を護る会

ニュース・レター

第11号 2012.1.1

発行：支える会事務局

代表：園田朋里

mail：ptnishiyama@yahoo.co.jp

(2012年 年頭メッセージ)

初めにみ言葉があった。

み言葉は肉となって、わたしたちのうちに宿られた。

わたしたちはその栄光を見た。

西山俊彦神父

新年を迎え原点に立返ってみると、日々み業に与っている凜としたものを覚えます。お健やかに迎春のおん事をごさいますでしょうか。昨年はいずれも多事多難、であれば新しい日々への期待が膨らみます。悲嬉交々の過日を振返って記します。

「靖国神社無断合祀取消上告審 棄却決定」(11月30日)一、上告理由が、絶対条件欠如、法令・憲法違反により、原審破棄最高裁自判を訴えたのに対し、「憲法違反なし」との請求棄却、この「決定」には論理も理性もありません。「人間は男か女か」のような二律背反的理由ならいざ知らず、本件の上告理由は複合的で、門前払いは無茶苦茶です。最高裁判所という正義の最後の砦以上に怖いところはなく、唯唯諾諾と受容れる法曹界も同罪です。直ちに、再審の訴え(即時抗告)をしたのは、ことが信仰者の良心理性と全人類の人権擁護が問われるため、とすれば、決して、終了させるわけにはいきません。(5-10頁ご参照)

『私的所有権の不条理性と構造的暴力』(サンパウロ6月29日)一、ようやく刊行されました。「あなたの持っている物で、いただかなかった物があるのでしょうか？」とのみ言葉の真理に立たずに正義と平和の根拠は失せ、現行体制もメルトダウンである現実を検証しましたが、治安維持法があれば即刻拘禁もの、マスコミ、学界専門家からは完全無視、九月の日本社会学会発表でさえ、ようやく実現した有様でした。何卒ご購入、ご支援くださるよう切に願います。

終わりに、昨年叙階五十年、胃全摘以降5年を全うできたことに神と人への心からの感謝を記し、誇るもののない不肖非力であるわが身を認め、

「あなたがたの目は見ているから幸いだ。あなたがたの耳は聞いているから幸いだ。」

とのみ言葉に促され、各人が福音の当事者となれる日を想いつつ、新しい年もともに励みたいと祈念いたします。

## 上告審—新たな展開へ—

園田朋里

(靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会代表)

最高裁はあとのない最終審といわれます。

上告審が棄却決定され、もうこれで終わったのでしょうか？

決してそうではありません。

棄却決定通知（4頁に掲載）が届いたのが12月1日、単独上告人である西山俊彦神父は、ただちに「再審の訴え（即時抗告）」（全文掲載5-10頁）をしました。

このまま終わらせてはならないのです。

「客観的にも嫌がって当然であった被合祀者に関して、遺族が裁判まで起こして個人名の削除を求めているのに何故成就できないのか？」

「嫌がる者まで勝手に軍神として扱われ、ご遺族に忍従を強要するような時代錯誤は、もう決別してもよいではありませんか。」

「公益に資する意義として、特殊な歴史を有する靖国神社の合祀については、その取消の制度化が、信教の自由の保護と強靱な社会の確立に欠かせないものと確信しております。」

これまでの皆さまの熱きご支援に深く感謝し、心から御礼を申し上げますと同時に、棄却決定通知、「再審の訴え（即時抗告）」をお読み下さり、新たな展開となったこの訴えをご理解いただき、これまでと変わらぬご支援を伏してお願い申し上げます。

## 上告経緯

- 2010年12月27日(月)「上告状及び上告受理の申立書」提出  
2011年1月12日(水)「上告提起通知書」受領  
2011年1月12日(水)「上告受理の申立て通知書」受領  
2011年3月2日(水)「上告理由書、同要旨」提出  
2011年3月2日(水)「上告受理の申立理由書、同要旨」提出  
2011年4月1日(金)付 最高裁送付到着通知 受領  
2011年6月20日(月)「補充上告理由書」「証拠説明書」提出  
2011年6月21日(火) 最高裁判所 第二小法廷受理  
2011年11月30日(水)「上告及び上告受理の申立」棄却(4頁に掲載)  
2011年12月5日(月)「再審の訴え(即時抗告)」提出(5-10頁に掲載)  
2011年12月06日(火) 最高裁判所 第二小法廷受付(10頁に掲載)

2011年12月3日(土) 朝日新聞朝刊 37面

■靖国、遺族の敗訴確定  
太平洋戦争の戦没者らの遺族9人が「意思に反し親族を合祀(ごうじ)された」とし、靖国神社が管理する名簿からの氏名の抹消や損害賠償を国と神社に求めた訴訟の上告審で、最高裁第二小法廷(古田佑紀裁判長)は、遺族側の上告を退ける決定をした。11月30日付。遺族側の敗訴とした一、二審判決が確定した。

他、各紙にも敗訴確定と報道されました。

決 定

大阪府箕面市小野原東3-5-19  
上告人兼申立人

西 山 俊 彦

東京都千代田区九段北3-1-1  
被上告人兼相手方  
同代表者代表役員  
同訴訟代理人弁護士

靖 國 神 社  
京 極 高 晴  
岩 淵 正 紀  
竹 野 下 喜 彦  
和 田 希 子  
岩 淵 正 樹  
松 永 暁 太

被上告人兼相手方  
同代表者法務大臣  
同指定代理人

国 岡 秀 夫  
平 谷 修  
綿

上記当事者間の大阪高等裁判所平成21年(ネ)第792号霊璽簿からの氏名抹消等請求事件について、同裁判所が平成22年12月21日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。  
本件を上告審として受理しない。  
上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成23年11月30日  
最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 古 田 佑 紀  
裁判官 竹 内 行 夫  
裁判官 須 藤 正 彦  
裁判官 千 葉 勝 美

平成23年（才）第613号  
平成23年（受）第704号

## 再 審 の 訴 え（即時抗告）※

2011年12月5日

最高裁判所第二小法廷  
竹崎博允裁判官殿  
古田佑紀裁判官殿  
竹内行夫裁判官殿  
須藤正彦裁判官殿  
千葉勝美裁判官殿

再審請求者 西山俊彦 ㊞  
562-0031 大阪府箕面市小野原東 3-5-19  
電話・ファックス

被再審請求者兼相手方 宗教法人靖国神社  
代表役員 京極高晴  
102-8246 東京都千代田区九段北 3-1-1  
電話 ファックス

被再審請求者兼相手方 国  
代表者法務大臣 平岡秀夫  
100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1  
電話

上記当事者間の大阪高等裁判所平成21年（ネ）第792号 霊璽簿からの氏名抹消等請求控訴事件につき、平成22年12月21日に言い渡された判決は憲法20条、同14条、32条等違反の事由があり不服であるから、2010年12月27日に原審破棄最高裁自判を求めて上告し、2011年3月2日に上告 / 上告受理の申立理由書等を提出したが、今般2011年11月30日付け最高裁判所第二小法廷決定を同12月1日に簡易書留便にて受領した。同決定は、主題の核心を回避して瑣末な手続き論、形式論に還元して上告主旨を無視する牽強付会であって、到底容認できるものではないところから、上告理由であった憲法違反そのものについての判断をもとめて再審を請求するものであるが、その根拠は、上告理由書に明確に記されていたにもかかわらず、無視された憲法違反であるから、その主題についての権威ある判断を求めて新たな審査を請求するものである。なぜ、今般の決定が瑣末な手続き論、形式論へ還元瑣末化する独断であって、新たな憲法判断を不可欠としているかの理由は、本状後半と、追って期日までに提出する再審請求の理由書に詳述するが、本状においても何らかの示唆程度は記しておくことが賢明ではなかろうかと思料される。そのためにも、本件上告審での4つの上告理由要旨を、まず、再掲しなければならない。

---

※文末特記重大事項乞御参照

## 上告理由要旨の再掲

大阪高等裁判所平成 21 年（ネ）第 792 号 霊壘簿からの氏名抹消等請求控訴事件につき、平成 22 年 12 月 21 日に言い渡された判決は違憲違法であり不服であるとして 2010 年 12 月 27 日に上告し、この度上告人は理由書を提出して原審破棄最高裁自判を請求し、その判例として捏造された 1988 年最大判の判例変更をも求めたが、その理由は以下の通りであった。

上告理由書自体では、原審判決は I. 絶対的上告理由、II. 判例として採用された最大判の違憲違法性（判例変更の不可欠性）、その上、III. 同判例に付いての判例捏造に等しい誤用曲解、IV. I. と通底して、民法第一条の「信義原則」、同第二条の「平等基準」他の道理法理違背はもとより、「民事訴訟法と同規則に列举されている重大な手続法違反」に基づく憲法第三二条他諸基本的人権の侵害、に拠るものの他であって、民事訴訟法第三一二条 ①「判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするとき、」および、②「次に掲げる事由があるとき」として挙げている 六「判決に理由を付せず、又は理由に食違ひがあること」の規定を主たる事由とし、① の場合は憲法第二〇条他個別精神的自由権、及び、「基本的人権」「自由権」「平等権」等を保障する憲法第一一～一四条の包括的権利規定を、②六 の場合は、前記①および「絶対的上告理由」を、並びに、同第三一八条を典拠として、違憲違法であると、判示個所とその根拠を明示した。理由要旨は次の通りである。

**第 I 部** 法規成立、解釈、適用には論理原則、条理原則、法理原則等の違反、すなわち「絶対的上告理由」とは無縁であることが絶対条件であるが、本件原審とその判例とされた 1988 年最大判にはこの違背が顕著である。

最高裁判決が、併合審査と合併判決であったことにも起因してか、

2 の 2. 控訴人西山俊彦に対する判決であるか否かの判別不能の 3 例示個所を指摘するだけで、民事訴訟法第二五三条規定の判決要件他に違背し、明らかに上記諸権利を侵害している。

**第 II 部** 本件両原審の判決には重大な憲法違反があること、とすれば、採用された 1988 年最大判の判例に重大な憲法違反があり、判例変更が不可欠なこと

I. 明示的に採用された‘判例’自体に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があること（判例変更が不可欠なこと）

II. 最高法規としての憲法とそこに規定されている諸基本的人権、並びに、それに基づく諸法規及び司法判断が成立するための要件を憲法各条もその解釈適用も保障している。

（1）人間人格が権利の主体であり、とすれば人格の尊厳はその権利が

（2）各人自身に「固有（独自）」であり他者からの侵害を排除する「排他的」なものでなければならないこと。あるいは、人権は（当該権利の性格、本質、に相応した）固有性、不可侵性、普遍性の保障なくしては成立しないこと

III. にもかかわらず、原審判決も 1988 年最大判も「宗教的人格権」「信教の自由権」にかかわる II. に上記した要件を否定したこと

**第 III 部** 判例捏造（I, II にも該当する） 両原審判決は、1988 年最大判に「宗教的人格権」が文言さえ登場しないにもかかわらず、1988 年最大判を根拠としてその権利利益性を否定したとし、判例捏造をした違憲違法

（1）1988 年最大判には、「宗教的人格権」の権利利益性を否定する判示は存在しないこと

（2）最高裁で権利利益性の否定されたのは、よくて「宗教上的人格権」であって、「宗教的人格権」ではないこと

（3）本件控訴審では、原審での「敬愛追慕権」に代えて、各人の究極的価値主体を表す「宗教的人格権」を被侵害利益としていること

#### 第IV部 法令の解釈運用に関する高裁指揮は公正公平の原則に違背して偏向し、憲法及び諸法規に悖る違憲違法を冒していること

1. 事実確認を欠いた事実認定、並びに、法理法規を徹底無視した訴訟指揮と判決
2. 事実確認への法規に基づく 50 通に及ぶ請求を徹底無視した一方的裁量と判決
3. 事実確認、証人尋問、現場検証等々抜きでの司法裁定の不法無法の実例
  - (1) 被控訴人らが却下・棄却請求の理由とする「1988 年最大判でもって解決済み」との主張の根拠、並びに、同判決での「宗教的人格権」の権利利益否定の文言確認の放置 他
  - (6) 控訴人側専門家証言の実施と期日確定の要請の徹底無視
  - (7) 控訴理由「宗教的人格」の当事者間の異同検証のための 3 当事者現場確認の無視
4. 平成 22 年（ウ）第 631 号 裁判官忌避申立事件（対象事件・大阪高等裁判所平成 21 年（ネ）第 792 号）での控訴人側申立を理解する見解等々、民事訴訟法、同規則等、「重要な法令の解釈適用」違反をもってする原審判決の違憲違法の重大かつ深刻な事態を明示して原審破棄自判は必至であるとともに、それらが判例とすると公言した 1988 年最大判判例も憲法違反、法理法規違反に充ちており、原審破棄最高裁自判が不可避、不可欠であることを解明、請求した。

#### 再審請求の趣旨（の寸描）

言うまでもなく、再審は「判決が憲法法規に照らして著しく公正を欠き、それを証明する新しい証拠が判明している場合」に可能となるものである。2011 年 11 月 30 日付けでもって示された最高裁判所第二小法廷決定は

「上告理由は憲法違反であるというが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものである。」

と裁定し、そのとおり決定した。この裁定は、皮相的、断片的、形式論に還元して、上告の趣旨、本論、本質を無視してよしとする、重大な過失誤認があり、理性と論理の欠片もない専断、独断である。<sup>1</sup> なぜ、そうなのかについての詳細は、追って提出する再審請求の理由書に詳述するが、以下にその一端を指摘して、その背理を示し、再審請求不可欠性への理解の一助としておきたい。

上告審での事由第 I 部「絶対的上告理由」を例として説明する。

法規成立、解釈、適用には論理原則、条理原則、法理原則等の違反、すなわち「絶対的上告理由」とは無縁であることが絶対条件であるが、本件原審とその判例とされた 1988 年最大判にはこの違背が顕著である。なぜなら、原審判決は本請求者に対するものなのか、あるいは他者に対するものなのか、判別不能であって、判決の要件を明記する民事訴訟法第二五三条規定の判決要件他に違背して訴訟と判決の態をなしておらず、従って、憲法第三二条の「裁判を受ける権利」を侵害し、延いては、「信教の自由権」を含む個別精神的自由権、及び、「基本的人権」「自由権」「平等権」等を保障する憲法第一一～一四条の包括的権利規定に認められる諸基本的人権を侵害し、それによって保護されるべき民法第一条の「信義原則」、

<sup>1</sup> 「その実質は」以下の判示がすり替え以上の背理であることは明らかである。本請求者が上告理由としたのは、大阪高裁判決が、(1) 民事訴訟法の諸規定に違背しており、それによって(2) 憲法に保障されている諸権利が侵害されたというものであった。今般 2011 年 11 月 30 日付けで示された最高裁第二小法廷決定は、(1) の諸法令違反については審査の対象としたが、(1) であれば(2) ではないかの「論理」でもって、(2) については審査の対象とすることさえ排除した。驚くべき「司法」「裁定」であって、この「論理」は

「人間は(2) 理性的(である)(1) 動物である」

という 2 要素でもって概念規定されうるとすると、(1) または(2) を検討することだけをもって(2) または(1) を排除否定する暴挙にたとえられる。このような理性をも論理をも否定侮辱する裁定決定判決が、司法界、しかも、最高裁判所という司法界の頂点に位置する最高権威を支配しているとなると、日本国はその土台から、既に、崩壊していると断じなければならない。猛省を促さなければならない火急の事態である。乞後述御参照。

同第二条の「平等基準」他の道理法理に違背している。にもかかわらず、2011年11月30日付けで示された最高裁第二小法廷決定は

「上告理由は憲法違反であるというが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものである。」

と裁定、決定した。重大な論点排除であり、その責、影響は、一層重大であって、これを放置するならば、理性と良心を侮辱し、法と秩序の根幹の全面崩壊を許すこととなる。以下に理由の一部を記述する。ただし、ここで断わっておかねばならないことは、上告理由に認めた4事由は、全て、憲法違反と判例捏造を本質とするものであった。それを「単なる法令違反と認定した」ということは、導入的文言典拠だけを審査の対象とし、上告理由の本質を審査の対象から排除したことに相当するから、上告理由の本質として再明記する憲法違反と判例捏造の事実を再提起して、再審を請求しなければならず、この審査不可欠の理由をもって新規事実とする。<sup>2 3</sup>

上告理由書第I部では「絶対的上告理由」として記した3つの理由のうちの1つは、高裁判決では、

2の2. 控訴人西山俊彦に対する判決であるか否かの判別不能の(3例示)個所が多数存在することであった。控訴審での控訴人西山俊彦への少なからざる判示が、同西山へのものかどうか判別不能であって、明らかに民事訴訟法第二五三条規定の判決要件他に違背し、従って、憲法第三二条の「裁判を受ける権利」を侵害し、延いては、「信教の自由権」を含む個別精神的自由権、及び、「基本的人権」「自由権」「平等権」等を保障する憲法第一一〜一四条の包括的権利規定に認められる諸基本的人権を侵害している。

それでは、なぜ、上記原審判決が控訴人西山俊彦に対するものかどうか判別不能なのかを記せば、それは、控訴審での控訴人は本件西山俊彦を控訴人とするものと、菅原龍憲他全8名を控訴人とするものとの被侵害利益を異にする2件が併合審査とされ、同一の書面により判決が示されたのではあるが、被侵害利益が異なっているにもかかわらず、それらの差異が判別できず、論旨も不明で判決自体も一緒くたで理解不能であって、結論である判決の由来と対象者も不明となっているからである。因みに、本状に添付するリスト<sup>4</sup>に明らかなおり、判決文には「菅原ら」が26回、「西山俊彦」が20回、「控訴人ら」が41回登場するが、差異区別は容易ではなく、そのうちの3個所を上告理由書に例示した。確かに、民事訴訟法第二五三条②六「判決に理由を付せず、又は理由に食違があること」の規定の違反であることはその通りではあるが、民事訴訟法違反が、憲法に保障されている諸権利の深刻な侵害を冒していることを明示するための導入関連法規であったことを、法律専門家に説明する必要はないと信じたい。

このような判決文であるとはいえ、やはり、法体系の一貫性、整合性、統合性に触れないわけにはゆかない。なぜならば、憲法、法律、政令、条例等々と区分される法体系にあっては、各法規は相互に密接不可分離に関連しており、解釈施行される法律の成立運用を誤れば憲法規範に抵触し、憲法違反を冒せば根本原理が損なわれ法規法律の成立基盤が根底から危

<sup>2</sup> (新しい)「証拠」には、内在的、不可視的、理論的(論理的)、…なものも存在し、ただに、外在的、可視的、物的、…なものに限られていないことは言うまでもない。

<sup>3</sup> 「既判力」に関しては、「I民事訴訟法 裁判が確定した場合に生じる。そこで判断された事項に訴訟手続上当事者も裁判所も拘束されるという効果。実体的確定力ともいう。この結果、同一事項が再び訴訟上問題となったとしても、既判力の及ぶ範囲では、当事者及び裁判所は、先の判断と矛盾する主張、裁判をすることは許されなくなる。すべての裁判に既判力が生じるわけではない。確定した終局判決はすべて、…既判力をもつ。決定、命令の場合、実体的な権利関係についてした裁判に限り、既判力が生じる。」(『法律学小辞典』)と規定されている。

<sup>4</sup> 資料1「控訴審判決文検索結果」。



殆に瀕するからである。本請求者は、法令違反を理由として上告したわけではなく、憲法規定の諸権利侵害を典拠条文を明記して上告したのであって、それらすべてが上告理由書に明記されていたのであるから、裁判官方には一目瞭然であったはずである。それを、「単なる法令違反を主張するものであった」と裁定決定するというのであるから、もともと、事案そのものを無視没却したに等しいと言わなければならない。正義と公正の最後の砦と称される理性と秩序の最高權威の裁定決定とは信じ難い行為であって、これを放置するならば、世界の耳目に蛮行を曝すに等しく、歴史的には人類文明への背信として拭い難い暴挙となること必定である。よって、再審請求をせざるをえない。過般の上告の理由書は、それ自体は 81 ページに過ぎない個条書きていどの拙文ではあったが、2011 年 3 月 2 日に提出した原審関係の関係書類だけでもミカン箱 5 箱に及び、その内容は憲法違反と判例捏造という人権侵害の深刻な事態に関するものであって、理由書等と資料精査には相当な時間と労力が求められ、たとえ多忙で煩雑、書面精読の時間的余裕不足のゆえであったとしても、<sup>5</sup> 同 11 月 30 日付けでの慣用句をもってする瑣末化、断片化、<sup>6</sup> と牽強付会は許されるものではないと思料される。

要するに、今回の決定は上告理由書に記されたもののうち、法令に関するものだけに焦点を絞り、上告本体と全体を排除し、瑣末化、断片化して一蹴した論理無視、条理不在の著しい失当である。

しかし、今般の決定、「上告本体を法令違反に関するものとした」裁定は、‘僥倖だった’かも知れないが‘幸いなこと’だった。憲法違反に関する上告理由本体を審査の対象から無視排除して、審査していないのであるから、最高裁判所としては何らの審査も行ったことには当たらず、その審査、再審を求めなければ法も理性も、法廷の内外を問わず、消失しているから、である。

## おわりに

本再審(即時抗告)の請求は、司法界の核心を問う歴史的な意味合いを有するのみならず、人類文明にとってわが国の所在を示す一大メルクマールをなしている。

なぜなら、本件再審(即時抗告)の請求は、「宗教的人格権」の回復、確立という、人格権、しかも、人格権中的人格権、人権中の人権の成否がかかっているからであって、この事案の枢要性は再言するまでもないところである。にもかかわらず、今回の第二小法廷決定は問題を極度に矮小化、曲解、こじつけて、一刀両断、一網打尽に排除、棄却したのである。誠に、主題、本体についての再審なくしては、人間理性も司法の權威も泣いており、これを放置することは歴史的禍根、文明論的暴虐に与することに等しく、これを回避するためには 再審以外の手立ては、現時点では、ありえない。再考、再審を切願する所以である。

<sup>5</sup> 最高裁判所判事滝井繁男(2002.6~06.10 在任)は記している。

「最近では、最高裁の判断を求めて年間六〇〇〇件から七〇〇〇件程度の上告事件もしくは上告受理申立事件が持ち込まれている。そのため、一つの小法廷で年間二〇〇〇件から二三〇〇件程度の事件を取り扱うこととなる。最高裁は、この上告事件のほか訴訟法で認めた抗告事件を取り扱っており(裁判所法七条)、その数も相当量に及んでいる。しかも、ここで扱う事件は、すべての種類にわたるものであって、それらが各小法廷に機械的に割り当てられ、審議を求められているのである。」(『最高裁判所は変わったか——裁判官の自己検証——』岩波書店、2009、16 ページ)

「最高裁判事の仕事の大部分は、言うまでもなく、事件の審議である。一小法廷だけで年間二〇〇〇件以上の上告事件を審議することになる。簡単な事件もあれば、一つの事件の記録だけでロッカーの一つを占めるほどの膨大な量となっているものもある。それらの記録を全て読むことは不可能であり、そのようなことは求められてもいないと考えている。」(同 19 ページ)

この他に、最高裁判所への理解を深めることに資すとみなされる伊藤正巳他の所見を再録している、支える会事務局発行の『ニュース・レター』第 10 号を、資料 2 として添付する。

<sup>6</sup> いかなる事象も、表 / 裏、内 / 外、本質 / 属性、直接 / 間接、単純 / 多角、方法 / 目的、形式 / 実体等々、視点次元の差異によって、異質、多様な‘事実’が規定されるが、部分的‘事実’をもって事実の全体とすることは背理である。「多元的事実規定論」に関する諸拙論乞御参照。

なお、本状は再審の訴えの提起状であって、これについての十全な理由書は、提起状到着通知を受領し、そこにご明示いただく所定期間内に提出させていただき所存である。

また、本状の提出部数は 10 通とするが、その内の 1 通を、貴裁判所の受付印をお押しいただいた上で、遅滞なく本請求者にご恵送くださいますようお願いいたします。

## 特記重大事項

なお、おわりに重大な事項を特記しなければならない。本請求は、今般の最高裁判所第二小法廷決定は、余りにも非論理的で法理、条理無視による憲法違反であることにより「即時抗告」あるいは「特別抗告」として、‘再審請求’としたいところではあるが、表題を「再審の訴え」（即時抗告）とさせていただいた。要は、再審査の請求であることであって表題はご教示に従いたいが、請求内容からすれば、両者に該当するはずであると思料する。民事訴訟法には次のとおり記されている。

**民事訴訟法 第三百三十八条①** 「次に掲げる事由がある場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。ただし、当事者が控訴もしくは上告によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主帳しなかつたときは、この限りではない。

九 判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺漏があったこと。」

**第三百四九条** 「即時抗告をもって不服を申し立てることができる決定または命令で確定したものに対しては、再審の申立てができる。」

## 添付資料

1. 控訴審判決検索結果（別件 2 控訴事件の控訴人名の判決文上の登場箇所および回数）
2. 「支える会事務局」『ニュース・レター』第 10 号（滝井繁男裁判官他の所見掲載）

## （ヤ） 301 号 再審の訴え（即時抗告）受付

平成 23 年（オ）第 613 号

平成 23 年（受）第 704 号

### 再 審 の 訴 え（即時抗告）※

2011 年 12 月 5 日

最高裁判所第二小法廷

竹崎博允裁判官殿

古田佑紀裁判官殿

竹内行夫裁判官殿

須藤正彦裁判官殿

千葉勝美裁判官殿



再審請求者 西山俊彦

日本正平協編集、中央協議会発行『入門・憲法二十条～国是と信教の自由～』(2011年10月20日刊行) についての不明点を西山俊彦師が指摘し関係各位に問い合わせていますので全文掲載します。あわせて資料として、「カトリック教会の戦争責任—そもそも我が国に戦責告白をした教団はあるのでしょうか—」『日本における宗教教団の戦争責任』(大阪宗教者9条ネットワーク編2011年12月2日発行)を掲載します。ともに、本裁判に関わる重要な問題ですのでご一読ご理解をお願いいたします。

日本カトリック司教協議会 会長池長潤大司教様  
同 司教様  
日本カトリック司教協議会社会司教委員会 委員長高見三明大司教様  
日本カトリック司教協議会正義と平和協議会 会長谷大二司教様  
同 事務局長 大倉一美神父様  
同 長澤正隆様、並びに、関係者御一同様  
カトリック中央協議会 御関係者各位様

十 天よ露を滴らせ、雲よ義人を降らせよ

待降節を迎え、希望と悔い改めの時とはなりました。皆々さまにはいかがお過ごしのことでしょうか。お伺い申し上げます。

この度、改めてお手紙を差し上げますのは、日本正平協編集、中央協議会発行で、去る10月20日にご刊行になった『入門・憲法二十条～国是と信教の自由～』について不明な点があるからでございます。大変重要で時宜にかなったご企画ではございますが、『日本における宗教教団の戦争責任』(大阪宗教者9条ネットワーク編2011年12月2日発行)に出ました拙論を資料として添付し、以下に例示いたします問題点につきまして、ご教示、ご訂正をお願い申し上げますのでございます。掲載ページの順序に従って、記させていただきます。

1. 表紙表題 「国是」という表題の真意と適性をお教えいただけないでしょうか。  
「日本国憲法第二十条入門」を表題の一部としておられるのであれば、なぜ『国是と信教の自由』という表題が正平協の編集と中央協議会発行の書物に登場するのか全く不可解と考えます。適切なご教示とご対応をお願いいたします。  
なお、表表紙には『国是と信教の自由』と記され、同裏白表紙には『入門・憲法二十条～国是と信教の自由～』と、異なった二つの表題が記されているのも奇異に感じます。
2. 1ページ上段 「相対する宗教間同士の争い」は、少々奇異に感じますが、いかがでしょうか。
3. 1ページ下段 「前坂光雄裁判長は、…憲法の政教分離原則に違反するとの判断を示しました。靖国合祀をめぐる違憲判決は初めてです。」と明言されましたが、そのような事実はあるのでしょうか。初めてであれば、「政教分離原則違反」「違憲判決」の文言を、それが十分条件に該当するかどうかの問題を含めて、教えてください。これに反して初めてではなく、もし、そのような判例がある場合には、該当する判例と「違反」「違憲」についての十分条件を記している文言を明示してください。でなければ、誤謬と誤解の横行を助長することになると考えます。  
(蛇足ですが、もし、政教分離原則違反の判決があつとすれば、少なくとも、控訴人側が国に対して勝訴しているはずですが、控訴人全面敗訴の請求棄却でしかありませんでした。)
4. 同ページ下段 「その他いくつかの政教分離違反を問う裁判が日本各地で提訴され続けています。」  
と記されていますが、「信教の自由権違反」を問う提訴はないのでしょうか。信仰者にとって、「信教の自由権違反」と「政教分離原則違反」とはどちらが大切なのでしょうか。今回のご出版は日本カトリック司教協議会と中央協議会からのものであると信じたい理由によりお伺いいたします。

5. 4 ページ上段 「司教団メッセージは司教団全員の総意として出しています。(だから)日本の司教の重大なメッセージであると受け止めていただきたいと思います。」とありますが、何か全員一致が重大性の証しであるかのような感じがいたします。「一人でも反対の人がいる」もののなかにあっても、一層重大な課題はないのでしょうか。

6. 4 ページ下段 「1. 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。…」と二十条第一項前半の文言だけは記しております。しかし、この二十条の根幹に位置する明言の意味解説はすつとばして、何もなく、歴史的経緯だけに終始しているように思えてなりません。

本項での大部分、及び、これに続く全文は「信教の自由」を担保する一手段としての「政教分離」の(主として)歴史的経緯の列挙に当てられているように感じられ、これで二十条の重大趣旨の説明となっているのかどうか、適切なお判断の上、よろしきお導きをお願いいたします。

7. 8 ページ上段 「四六年には司教団は神社参拝の禁止を決議しています。」

この記述が、それ自体として、間違っている訳ではありません。確かに、戦後初の定例教区長会議(1946年5月8-10日)において「神社参拝、公私ともに禁止」と議決しました。しかし、これが全てであり、(もし、「人間は(1)理性的(2)動物である」のうち(1)と(2)のどちらかだけを摘出し、他方を伏せ、その論証でよしとするならば、‘何でもござれ’の無法不法と現実無視が罷り通ることとなる。)また、いかほど実効的であり、有権的見解であったのでしょうか。添付資料にも記しますとおり、ローマは第二回布教聖省訓令(N.4934/51, SCPE, 1951.11.27)を発し、「宗教的でない一旦許可した行為を迷信として禁止するなら人々は混乱する」との理由をつけて戦前の訓令「祖国に対する信者のつとめ」(N.1889/36, SCPE, 1936.5.26)は有効と通達し、旧態依然のままとなつたのではないのでしょうか。教区長会議の議決でもって解決済であるのなら、第二回訓令はありえないことか、無効ではなかつたのでしょうか。一国の教区長会議の権威と教皇庁布教聖書訓令の権威では、カトリック教会の組織上、どちらが優位、有効なのでしょう。これについては、自明であつて、だから教区長会議の議決にもかかわらず、ローマへは何らの見解表明も訂正申し入れも行われなかつたというのであれば、教区長会議議決か布教聖省訓令かのどちらが公式見解で遵守すべき教示なのでしょう。当時に不問とされただけでなく、その後半世紀以上もなしの礫であるのは、いかなる理由に拠るのでしょうか。福音の帰依者に対して「神社参拝、公私ともに禁止」することと、(自民党改憲法案同然の)社会的儀礼と習俗的行為に還元して「参拝を奨励する」こととの間には、天地の差があつて、これが「殉教を称賛し現代に証する」現今カトリック教会の‘基本理念’とも相容れないように思われますが、誠実なお説明と責任ある対応を切願するものでございます。

なお、少なくとも一旦「神社参拝、公私ともに禁止」と議決したことを省みて、

「キリスト者である全戦没者」が、事実上、靖国神社に無断合祀されている実態を放置されている理由を、是非、お聞かせ願います。勿論、「キリスト者」以外にも、不本意に合祀されている戦没者とその遺族が無数にすることにたいしても、抗議一つ立てられないことが、「信教の自由」権についての無関心に当たることの他に、キリスト教の根幹に当たる愛と寛容を侵害せず、また、背教にも等しい事実と相当しないことについてもご説明をお願いいたします。

勿論のことですが、これへのご回答は、日本カトリック教会とその教導職を託されている方々のローマ教皇庁への責任あるご対応を伴わずにはありえないことは申すまでもございませぬ。至上の信仰に相応しい、遅滞なき、ご回答をお待ちいたします。

(なお、本項の理論的、歴史的経緯については拙著『カトリック教会の戦争責任』サンパウロ、2000年他をご参照願えれば幸せです。)

8. 15 ページ 「谷大二司教が現代の問題として政教分離という問題を話されましたが、歴史の中でこれがいつも一番大きな問題であつたということをお話します。」

「政教分離」が重要な問題であることは自明ともいえますが、上記のとおり、歴史上の課題としても憲法二十条自体としても、まして、私たち信仰者の主体性の視点からしても、「信教

の自由」こそ中心問題であって、「政教分離」はそれを担保する一手段ではないのでしょうか。一ご芳論冒頭の問題提起としてもいいのかどうか、首をかしげますが、少なくとも「入門・憲法二十条～国是と信教の自由～」との主題に照らして、ご再考をお願いいたします。

9. 26 ページ 「結論は全くありません。」とはいかなる意味なのでしょう。これでは、15 ページ以降を読み来た者に腰砕けを味あわせるのだけではないのでしょうか。せめて、筋書きを整えて、筆者としての見解がなかったとしても、読者には一定の見解を育ませる心遣い位はあってもいいのではないのでしょうか。なぜこのような文章を重大な主題についての論考として掲載されるのでしょうか、ご説明をお願いいたします。

以上に、ご教示願いたい項目を 9 個所に限って記させていただきました。信仰と道徳の根幹に関わるものも少なからず、信仰と良心が問われている問題であるにもかかわらず、これまで長年にわたって放置されて来たところから、これ以上うやむやに葬り去ることなく、教会としても権威を委ねられた貴職責からも、責任あるご対応をお取りくださり、同時に、遅滞なきご連絡に与らせて頂きますようお願い申し上げます。

なお末尾ながら、本状宛先が多様になりましたことにつきましては、ご関係各位が多岐に及ぶところゆえであって、他意はなく、何卒ご寛恕のほどをお願い申し上げます。

おわりに、主のご降誕を喜びにうちにお迎えできますよう、私たち一人々の上に幼子の心を祈り、福音の約束のためのささやかなからし種となれますことを希いつつ、拙筆お願いまでにて失礼させていただきます。

2011 年 12 月 1 日

『日本における宗教教団の戦争責任』(大阪宗教者 9 条ネットワーク編 2011 年 12 月 2 日発行)3-9 頁掲載

## カトリック教会の戦争責任

### —そもそも我が国に戦責告白をした教団はあるのでしょうか—

宗教は心の問題、是非善悪の価値観を養うことから、戦争を煽ることに、平和を築くことにもかかわります。殺人を美化することをも、他者を無視することをも、正当化できるのですから、威力は抜群、為政者が取込みを図るのもうなずけ、実際、日本の近代化は政教一致の結果でした。カトリック教会の事例を紹介します。<sup>(1)</sup>

十五年戦争の発端は 1931 年の満州事変、やり玉に挙げたのがカトリック教会、1932 年春季大祭の折に上智大学学生が参拝しなかったとして大問題となったのは同秋 10 月、廃校、迫害の危機に瀕したカトリック教会は、「神社参拝は愛国心と忠誠心の表明(だけ)だから、(禁止というより)奨励されている(国民の)責務である」とのローマからのお墨付け<sup>(2)</sup>を公表して問題解決、以後、国家と宗教は一体となって聖戦遂行に邁進できるようになりました。<sup>(3)</sup> 怖いことです。「敵をも愛せよ」としてきたはずの教えが、憎悪と殺戮は美徳であると称賛し、戦死は殉教、皇国の御楯となった英霊は祭神であるとして拝まれ、拝ますこととなればキリスト教とは名ばかりの蛻の殻、国家の命運が絶対的、至高の価値となるのですから、信仰者も教団も国家の下僕、生き延びることはできても、心魂を捨てた背教者同然となりました。

ところで、宗教の素晴らしさは謙虚さ、自己の間違いを改めるところにあります。敗戦を機に自由をえた宗教界はどうだったのでしょうか。キリスト教の大勢は、軍国主義から弾圧された被害者、戦勝国がお手本の民主主義体制への解放者然とする時勢に乗って、戦責告白には無縁、無自覚を通しました。占領軍による「神道指令」をうけて、わずかに、カトリックでは「神社参拝、公私ともに禁止」(1946.5.10)としようとしたましたが、1951 年「宗教的でない一旦許可した行為を迷信として禁止するなら人々は混乱する」との理由をつけて戦前の訓令は有効とのローマの

訓令<sup>(4)</sup>でもって旧態依然のままとなりました。基本的人権と主権在民の時代と外面はなっても人々が戸惑うからとの配慮と、たとえ信仰に反していても自己の非を認めたくないとの頑強な権威主義と、どちらが本当の理由かは明らかです。でもこれが、今のいままで続いております。本当のことをいえば、遅かれ早かれの違いを除けば、大よその教団が戦責告白をしていないわけではありません。しかしそれらは、私には、結果責任とか不本意の服従のような自己責任とは無縁のもので、価値規範の根幹を左右し、ときには、国家との対立をも辞さない宗教本来の使命についての自覚を欠いたものと理解します。例えば、日本基督教団の場合では、国家が悪を働いていた時にこれを阻止しなかった<sup>(5)</sup>のような他者の悪業によりかかったものとか、カトリックの場合では、「わたしたちは、この戦争にかかわったものとして、アジア・太平洋地域の二千万を超える人々の死に責任をもつ」<sup>(6)</sup>と結果責任を表明したに過ぎません。これでは宗教本来の使命などどこ吹く風、宗教自体が殺傷の下手人となったはずはなく、もっと重大な侵略行為を正当化するお墨付けを与えた価値付与の重大責任は表明されず、宗教者としての自覚は皆無ですから、表面的にも、政教分離以前の癒着の実態を再現したに過ぎません。それでいて、最近の報道にもこれらの事実でもってキリスト教諸教団は戦争責任を告白したとされているのですから<sup>(7)</sup>、キリスト教諸教団が、「人皆神の子」「人間皆兄弟」の文言とおりに、国家利益の権力機構でしかない国家を超越し、普遍的価値理念の把持定立を目指す至高の価値教団である自覚はどこへ消え失せたのか、あいた口が塞がりません。<sup>(8)</sup>

戦責告白と関連して、今一つの問題、靖国神社無断合祀の問題を指摘しておかねばなりません。戦前戦時の国体奉戴、政教一致、の戦争推進体制を引継ぎ、促進を図る現代の問題ですから。靖国神社には246万有余の戦死・戦没者が無断合祀されており、仏教者、キリスト者、無信仰者をとわず、明治以降に国家に一命を捧げた者、侵略戦争拡大に寄与した者は、国家のお眼鏡に叶いさえすれば、本人縁者の意向を無視して、祭神として祀られます。<sup>(9)</sup>

国家神道以外の宗教では、国家目的に殉じた者を祭神としているのでしょうか。少なくともキリスト教では人間を神として礼拝したり、礼拝させたりすることは、偶像崇拜にあたります。理念的には、唯一の神だけを絶対者とするのですから、人間互いに皆兄弟と見なすしかありません。無断合祀は、少なくとも日本国憲法成立以降は、信教の自由の侵害となりますが、これに対する各教団の姿勢はいかがでしょうか。しかし、灯台下暗し、実は、問合せによって、2005年1月になって亡父西山忠一が無断合祀されていることが判りました。直ちに平和的取消請求を開始、これが不調に終わって、致し方なく2006年8月11日に大阪地裁に提訴、一審、二審ともに完全敗訴し、控訴審で控訴理由とした「(信教の自由権を含む) 宗教的人格権」無視の憲法違反判決等の廉をもって上告、目下、最高裁第二小法廷に係属されています。<sup>(10)</sup>しかし、不思議なのは、本件訴訟が戦後半世紀以上たった時点での本邦初の提訴であること、もっともっと不思議なことは、信教の自由違反の無断合祀であるにもかかわらず、そして、キリスト教は言うに及ばず、他の教団でも自己の信徒信者がまず例外なく無断合祀されていることを知っているにもかかわらず、抗議の声一つ上げない不可思議です。<sup>(11)</sup>信仰が精神的価値の中枢を占めるのなら、信教の自由権は自由権中の自由権、その侵害を放置して人格の尊厳などありえません。しかし、脚下照己、抗議提起一つにしても、提訴に踏み切るにしても、国家至上主義と侵略戦争正当化に勤しんだ戦争責任の告白を済ませていなくてそのようなことに踏み切るのでは、どうして‘良心的’信仰者といえましょう。歴史の事実を前にして戦責告白の実践と信教の自由の要求とは一体不可分離、少なくともカトリック教会の場合では、信教の自由を請求し無断合祀に抗議するのであれば、「神社参拝を容認奨励した」ローマ訓令を取り消すことは絶対要件であることは自明ですが、他の教団ではどうなっているのでしょうか。つまり、カトリック教会の場合、国家への屈服癒着のお恥ずかしい事態が現在に至るまで無自覚未解決であるところに問題の核心があり、これひとえに、自己の宗教の固有の本質の把握徹底、および、役割自覚の不在に由来すると考えますが、教団としての戦責告白と、教団としての合祀抗議について、皆さまの教団の実例をお聞かせ願えれば幸せです。

## 【注】

- (1) 本稿は、「大阪宗教者 9 条ネットワーク」第 1 回集会、報告 2 「カトリック教会が神社参拝を容認・奨励し、(諸宗教教団も右へ倣をして、) 十五年戦争に大政翼賛的に加担して行った、過程と現況」、2010.10.29、於カトリック玉造教会、を加筆修正したものである。
- (2) 布教聖省訓令「祖国にたいする信者のつとめ」N.1889/36, SCPF, 1936.5.26.
- (3) 西山俊彦『カトリック教会の戦争責任』サンパウロ、2000。
- (4) 第 2 回布教聖省訓令 N.4934/51, SCPF, 1951.11.27.
- (5) 「まことにわたくしどもの祖国が罪を犯したとき、わたくしどもの教会もまたその罪におちいりました。わたくしどもは「見張り」の使命をないがしろにいたしました。心の深い痛みをもって、この罪を懺悔し、主にゆるしを願うとともに、世界の、ことにアジアの諸国、そこにある教会と兄弟姉妹、またわが国の同胞にここからのゆるしを願う次第であります。」日本基督教団「第二次大戦下における日本基督教団の責任についての告白」1967.3.26。
- (6) カトリック教会「日本司教協議会会長による戦争責任の告白」1986.9.21。筆者は戦責告白に関して長年問題提起に励み、日本においてもローマに向いても折衝を重ねてきたが、最新のものに 2011 年 3 月 29 日付け日本カトリック教会権威筋への「お伺い」がある。6 頁にわたるものでここでの注記は省略するが、希望者には公開可能である。
- (7) 朝日新聞「86 年 9 月カトリック教会「戦争責任の告白」、2009 年 5 月 31 日、朝刊 10 面。
- (8) 国家が至上の価値であれば、国家に殉じた者が聖なる者、神として崇められることは当然なこと、すなわち、国家が神となり、それに殉じた者も神となるのである。どちらも、決して、絶対者などではなく、それを神とし、神とさせることは偶像崇拜である。  
これに対し、キリスト教では、神のみを神と崇め、絶対者を絶対者と認める。と同時に、国家であれ、家族であれ、自己自身であれ、神以外のものを神とはしない。まさに、  
「わたしは主、あなたの神、あなたには、わたしをおいてほかに神があつてはならない。…あなたはそれらに向ってひれ伏したり、それらに仕えたりしてはならない。」(出エジプト記 20 : 3-5)  
「第一の掟は、これである。『イスラエルよ、開け、わたしたちの神である主は、唯一の主である。心を尽くし、精神を尽くし、力を尽くして、あなたの神である主を愛しなさい。』第二の掟は、これである。『隣人を自分のように愛しなさい。』  
この二つにまさる掟はほかにない。」(マルコ 12 : 29-31)  
である。唯一、絶対者である「神のみを礼拝」する者は、神以外を絶対化する「偶像崇拜」を斥け、神のみを「父」とする者は、「人間みな兄弟」を徹底する。キリスト教が、己をなきものにし、敵をも愛するまでの「普遍的愛のみ教え」を真髄とするのは、まさに、この理由によっている。勿論、理念とは理想的観念のこと、理想と実態には乖離があり、常に、浄化純化され行かねばならないが、キリスト教が唯一超越的絶対神を礼拝するからこそ、自由・平等・博愛を眼目とする普遍宗教となる。キリスト教が国家(粹、民族)宗教ではないこと、平和博愛主義であって軍国侵略主義ではないことは、強調しても強調し過ぎるものではなく、筆者を根底から規定する究極的価値観、現在進行形である平和の福音達成化への唯一最大の動因である。(ささやかなものであるが、社会学、平和学等における平和研究と実践の、ほぼ、生涯を賭けての営みの一端はホーム・ページ <http://Peace-Appeal.Fr.Peter.T.Nishiyama.catholic.ne.jp> に掲載され、新著『私的所有権の不条理性と構造的暴力』(サンパウロ)もその一つである。)
- (9) 湯澤貞元宮司は、靖国神社(遊就館)には、  
「表裏一体の二つの大きな使命、眼目がございます。一つには「英霊顕彰」、二つに「近代史の真実を明らかにする」といふものであります。」(「ご挨拶(巻頭言)」『靖国神社遊就館図録』2003)  
と明言する。国家が行なった戦争は「我国の自存自衛の為、近代国家成立の為、自由で平等な世界を達成するため」だったことを明らかにし、そしてこの「国難に尊い生命を捧げられた英霊をお祀りし、顕彰する」こと、すなわち、国家による「戦争と慰霊」を、押しなべて、浄化、正当化、聖化し、栄冠を被せる国家神道の役目を遂行するのが靖国神社であると、解説している。換言すれば、靖国合祀とは、  
「国家利益」を至上の価値とし、なりふり構わず増大追求する武力行使を独善的価値観によって正当化し、国家目的に殉じた戦没者を祭神として顕彰、美化する宗教行為である。  
国家が至上の価値であれば、国家に殉じた者が聖なる者、神として崇められることは当然なこと、すなわち、国家が神となり、それに殉じた者も神となるのである。
- (10) 大要は拙著『靖国合祀取消し訴訟の中間報告—信教の自由の回復を求めて—』サンパウロ、2006、および、前掲ホームページを参照、希望者にはニュース・レターを後日郵送。
- (11) この事態を放置することは、キリスト教であれば背信、棄教、他の宗団にあっても、宗教法人法に基づく教団であれば、みな、他教団の信教の自由を尊重しあい、もし、それが侵害されているとする信仰者がいるのなら、そのために立ちあがるのが筋道、無断合祀は、身体・経済社会的欠乏を強いられている兄弟と、少なくとも同程度に、基本的人権を侵害されていることになるのではないかと思えてならない。

◇ニュースレターNo.11を2012年1月1日付けでお届けいたします。  
2010年12月21日の高裁判決から1年。最高裁は上告棄却を決定しましたが、信教の自由の実現のためこの訴えを終了させるわけにはいきません。  
「戦前回帰」が実現する前に、今こそ手を取りあって励んでいきたいと願っています。どうぞ、よろしく願いいたします。

「…宗教や良心の自由に対する侵犯は多数決をもってしても許されない  
のである。そこには、民主主義を維持する上に不可欠というべき最終的、  
最小限度守らなければならない精神的自由の人権が存在するからである。」

「宗教における強制は、他のいかなる事柄における強制とも特に明確に  
区別される。私がむりに従わされる方法によって私が裕福となるかもし  
れないし、私が自分の意に反してむりに飲まされた薬で健康を回復する  
ことがあるかもしれないが、しかし、自分の信じていない神を崇拝する  
ことによって私が救われようはずがないからである。」

(鍵括弧内は1977年津地鎮祭最大判での最高裁長官藤林益三反対意見)

◇2012年——希望するすべもなかったときに、なおも望みを抱いて信じた  
アブラハムの信仰を心に抱いて歩み続けることができますよう祈り願  
いしつつ。

靖国合祀取消訴訟の一審敗訴を受け  
原告である西山俊彦神父による控訴審以降の  
活動支援強化の必要性を痛切に感じ  
私たちは“靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会”を結成いたしました。

(目 的)

靖国神社合祀取消しを実現して、信教の自由等の人権の確立に寄与し、  
日本国憲法を擁護して人格の尊厳に基づく(福音の約束に依って)  
世界平和の推進に貢献することを目的とする。

活動の一環としてニュース・レターを発行し、進行状況を発信するとともに  
この裁判の意義を学び、平和憲法の実現のために  
励んでいこうと思っています。

(ニュース・レターをコピー、印刷し、配布ご協力をお願いいたします。)

## 靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会

代表：園田朋里

562-0031 大阪府箕面市小野原東 3-5-19 e-mail : ptnishiyama@yahoo.co.jp

<http://peace-appeal.fr.peter.t.nishiyama.catholic.ne.jp/>

靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会 (郵便振替) 00900-7-272008

※ 領収書は、ご請求のない場合、振替受領証をもって代えさせていただきますのでご了承ください。



